

(1面から続く)

また、上肢または視覚の障害の程度が定められた等級(1面の表2参照)に該当する方は、代理記載人が代わりに記載して投票できます。代理記載人となるには、手続きが必要となりますので、選挙管理委員会事務局へ問い合わせてください。郵便投票を希望する方は、選挙管理委員会発行の「郵便等投票証明書」の交付を受けてから12月12日(水)までに、所定の請求用紙で投票用紙を請求してください。証明書の申請や投票用紙の請求は、郵便や代理人でもできますが、投票手続きなどに日数がかかりますので、早めに申し込んでください。

代理投票・点字投票

手などが不自由で文字を書くことができない方には、投票所の係員が代理で筆記する方法として代理投票があります。また、目の不自由な方には、点字投票の制度があります(各投票所に点字器があります)。投票所(または、期日前・不在者投票所)で係員にお申し出ください。

期日前投票宣誓書が変わりました

このたびの東京都知事選挙から、期日前投票所で記載をお願いしていました「期日前投票宣誓書」を、「投票所入場整理券」の裏面に印刷して郵送します。期日前投票を利用する方は、あらかじめ「投票所入場整理券」の裏面の「期日前投票宣誓書」へ記入を済ませた上で、期日前投票所へお越しください。選挙期日に投票所で投票する方は、宣誓書の記載は不要です。

東京都知事選挙

投票日は12月16日(日)

午前7時～午後8時に各投票所で

投票所案内図

▼第1投票区 第十小学校



▼第2投票区 下里小学校



▼第3投票区 第七小学校



▼第4投票区 西中学校



▼第5投票区 第九小学校



▼第6投票区 本村小学校



▼第7投票区 小山小学校



▼第8投票区 久留米中学校



▼第9投票区 第一小学校



▼第10投票区 第三小学校



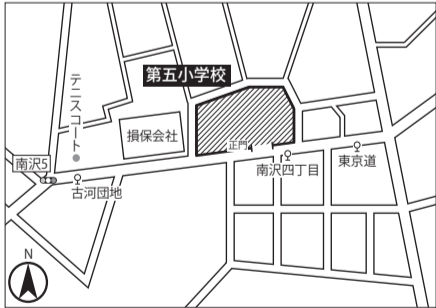
▼第11投票区 東久留米市役所



▼第12投票区 南町小学校



▼第13投票区 第五小学校



▼第14投票区 南中学校



▼第15投票区 浅間町地区センター



▼第16投票区 第二小学校



▼第17投票区 成美教育文化会館



▼第18投票区 金山学童保育所(第六小学校敷地内)



▼第19投票区 神宝小学校



▼第20投票区 グリーンヒルズ2号棟集会所



ご注意

- ① 投票所入場整理券をお持ちの上、ご来場ください
- ② ペットを連れての投票は、ご遠慮ください